

日 調 連 発 第 1 0 1 号
平成 3 0 年 7 月 2 3 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の実施について（参考送付）

この度、島根県土地家屋調査士会から別添のとおり、下記地方公共団体において標記制度が
実施される旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

記

出雲市（島根県） 平成 3 0 年 1 0 月から

島 調 発 第 5 7 号

平成 3 0 年 7 月 1 7 日

日本土地家屋調査士会連合会

会 長 岡 田 潤 一 郎 様

島根県土地家屋調査士会

会 長 寺 本 誠



住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の実施について
(お知らせ)

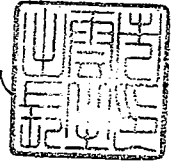
拝啓 酷暑の候、貴会おかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素より、本会会務運営につきましては、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記制度が島根県出雲市において、平成 3 0 年 1 0 月より別紙のとおり実施される旨の通知がありましたのでお知らせいたします。

平成 30 年 (2018) 7 月 11 日
市民第 93 号

島根県土地家屋調査士会
会長 寺本 誠一 様

出雲市長 長岡 秀人
(健康福祉部市民課)



住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の実施について (お願い)

拝啓 薄暑の候 貴会におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は市政全般にわたり各段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年、個人情報に対する意識が高まり、平成 20 年 5 月国においては住民票の写し等を請求する際の本人確認を厳格化するなど、不正請求防止の対策を講ずる法改正を行いました。それでもなお、第三者等による不正請求が想定されることから、本年 10 月から住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知を開始し、不正取得の抑止や早期発見、個人の権利侵害の防止を図ることといたしました。

具体の制度概要は別紙のとおりです。なお、この制度実施にあたり下記記載の場合においては通知の対象外として扱うこととして定めております。

何卒この趣旨をご理解いただきご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

記

通知対象外とする場合の請求

- (1) 住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 15 条の 2 に規定する業務に係る住基法第 12 条の 3 第 2 項(住基法第 20 条第 5 項の規定により準用する場合を含む。)の規定による申出により交付したとき。
- (2) 戸籍法第 10 条の 2 第 4 項又は第 5 項(同法第 12 条の 2 の規定により準用する場合を含む。)に規定する業務に係る請求により交付したとき。

【問合せ先】

〒593-8530

出雲市今市町 7 0

出雲市役所健康福祉部市民課
担当 藤原

TEL0853-21-2315

「本人通知制度」のご案内

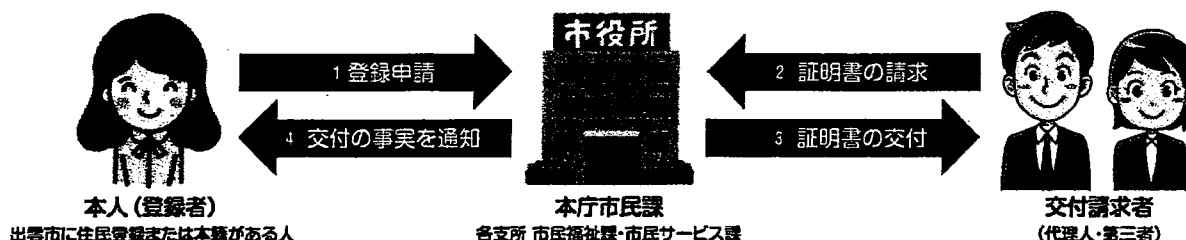
※～住民票などを第三者に交付した場合に登録者にお知らせします※

本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄本などを、本人等以外の委任による代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して、その事実を通知する制度です。

住民票の写し等の不正請求や不正取得をなくし、個人の権利侵害の防止を図ることを目的としています。(登録は無料)

- 住民票や戸籍謄本などは、本人以外の第三者でも法律上認められる場合は取得することができます。
- 本人通知制度は、第三者からの請求を拒否したり、交付の可否について登録した人に確認する制度ではありません。



登録に必要なもの

- ①「申出書」を提出。 ※申出書は、受付窓口にあります。市ホームページからもダウンロードできます。
- ②本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、年金手帳など)
※未成年者の法定代理人や成年後見人が申請する場合は、法定代理人の資格が確認できるものも必要です。
※その他の代理人(登録を希望する人から委任を受けた人)が申請する場合は、委任状も必要です。

通知する証明書

- 住民票の写し、住民票記載事項証明書
 - 戸籍附票の写し
 - 戸籍謄本・抄本、戸籍記載事項証明書
- ※証明は、それぞれ除票、除籍を含みます。

通知の対象となる請求

- (1) 本人等からの依頼を受け、委任状を持参した場合
- (2) 本人以外の第三者(個人または法人)
 - ①法律で認められた理由があり請求する場合
 - ②業務遂行のために必要な弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士などからの請求の場合(一部適用除外あり)

通知の内容

- 証明書の交付年月日 ●証明書の種別、通数 ●交付請求者の種別
- ※交付請求者の氏名、住所等は通知しません。通知は10月1日以降の交付から行います。

登録の変更・廃止

転居などの住所異動や戸籍届出により住所、氏名、本籍などの登録事項に変更が生じたときは、届出が必要です。

おたすね/市民課 ☎21-2315 FAX/20-0051